

# 令和5年度山形県戸沢村「地域おこし協力隊」募集要項

(空き家コーディネーター)

## 1. 戸沢村の概要

戸沢村は人口約4,000人、山形県の北部・最上地方に位置し、村のほぼ中央を日本三大急流の一つ「最上川」が東西に流れる、四季の香りと舟唄がこだまする村です。

自然豊かな土地で収穫された米や山菜をはじめ、近年ではパプリカが特産品となっています。村の中央を流れる「最上川」と周辺の「最上峡」は昔から景勝地として知られ、四季折々の景色が堪能できる「最上川舟下り」には、国内外から年間約9万人が訪れ、村の一大観光地となっています。

戸沢村の情報はこちらをご覧ください。

■ [戸沢村ホームページ](#)

■ [戸沢村観光物産協会ホームページ](#)

■ [戸沢村移住定住サイト「とざわ暮らし」ホームページ](#)

■ 山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」 [戸沢村紹介ページ](#)

## 2. 募集人数

若干名

## 3. 活動内容

空き家を活用して移住定住を進めるため、戸沢村地域おこし協力隊設置要綱の地域協力活動のうち、地域おこしの支援として、空き家バンクの運用及び活用を通じて、移住希望者の受け入れ環境等の整備を担う。

### 【空き家バンクの構築に係る活動】

- ・所有者及び利活用希望者からの相談、問合せ対応
- ・現地調査及びその他情報の確認
- ・宅建事業者及び関連事業者等との連携、調整 など

### 【空き家等の利活用に係る活動】

- ・空き家所有者と利用希望者とのマッチング支援
- ・活動周知のための情報発信、広報
- ・所有者向けセミナー等の企画、運営
- ・利活用希望者向けワークショップ等の企画、運営
- ・空き家等を活用した事業案の企画、検討 など

### 【その他、目的達成資する活動】

- ・まちづくり活動や地域コミュニティ活動への参加
- ・地域おこし協力隊合同の月例ミーティングや国県の地域おこし協力隊研修会参加

- ・活動の計画書や報告書の提出、村季刊誌の作成 など

#### 4. 募集対象

- ・3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域等条件不利地域を除く）から戸沢村へ住民票を異動し、1年以上3年までの間で活動することができる方
- ・心身ともに健康で、住民と協力して活動できる方
- ・普通自動車運転免許を有する方

※地域要件について

3大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の区域の全部

都市地域：条件不利地域以外の地域

条件不利地域：次のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村。（1）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、（2）山村振興法、（3）離島振興法、（4）半島振興法、（5）奄美群島振興開発特別措置法、（6）小笠原諸島振興開発特別措置法、（7）沖縄振興特別措置法  
現在お住まいの地域がどれにあてはまるかわからない場合は、担当までお問い合わせください。

#### 5. 勤務時間等

- ・勤務時間

8時30分～17時00分(うち休憩1時間)を想定。

活動の実態に応じて始業及び終業時間をご調整ください。

- ・休日

週休2日制。土日祝日にイベントの開催等がある場合、勤務日になります。

年次有給休暇10日間～（年間）、その他夏季休暇3日間

※国や村の制度改正等による変更有。

#### 6. 勤務条件等

- ・雇用形態 戸沢村会計年度任用職員として、村長が委嘱します。

1年毎に契約を更新します（双方協議の上、着任から最長3年）

- ・勤務場所 戸沢村役場

- ・給与・賃金等 月額200,000円（社会保険料の本人負担分が差し引かれます。）

期末／勤勉手当有・副業可（ただし任期終了後の起業やキャリア形成に活かせると判断できるものに限る）

#### 7. 待遇・福利厚生

- ・社会保険等（厚生年金・健康保険・雇用保険）に加入いただきます。

- ・活動期間中の住居は、村が準備し、家賃は村が負担します。

- ・活動のための本部（事務所）を設けて、活動に使用する車両（軽ワゴン車等）、パソコンについては、村が貸与します。

- ・活動のため車のガソリン代を助成します。(20,000円/月以内実費)
- ・休暇については、戸沢村会計年度任用職員勤務時間、休暇に関する規則によります。
- ・引越しに必要な経費については、各自の負担となります。

※住宅の光熱水費、電化製品等は個人負担。

上記の条件等は、令和6年度予算の成立状況により変更になる可能性があります。

## 8. 活動期間等

令和6年4月以降から令和7年3月31日まで 活動開始日は協議の上決定します。

※地域おこし協力隊の活動は最長3年間。村の職員(会計年度任用職員)として年度ごとの任用。村職員としてふさわしくない行為等があった場合は、期間途中であっても任用を取り消します。

## 9. 受付期間及び応募手続

本要項ホームページ掲載日より採用人数が募集人員の定員に達するまでの期間

次の申込書類を下記の申込先へ提出してください。

申込書類

- 戸沢村地域おこし協力隊応募申込書(様式第1号)
- 履歴書(任意様式)
- 現住所の住民基本台帳の写し(3ヶ月以内のもの) ※地域要件確認のため
- 普通自動車運転免許証の写し(表面・裏面)

## 10. 選考

- ・一次審査(書類)
- ・二次審査(面接)

面接後、結果を郵送で通知します。書類の提出や面接に要する費用は申込者負担です。

## 11. 採用の決定

選考結果により内定し、令和6年度予算が成立後に採用決定となります。

## 12. 申込み・お問い合わせ先

〒999-6401 山形県最上郡戸沢村大字古口270

戸沢村役場 まちづくり課 企画調整係

T E L 0233-72-2152内線(225)

E-mail kikaku@vill.tozawa.yamagata.jp